

1

税務課税務係からのお知らせ

国民健康保険税の医療分の限度額
及び税率が変わります

平成20年度から、地方税法の一部を改正する法律が施行されました。このため、国民健康保険税が次のように変わります。

● (改正前) 平成19年度

	医療分	介護分
所得割税率	9.0%	1.05%
資産割税率	35.0%	7.9%
均等割額 (年間1人当たり)	23,000円	6,600円
平等割 (年間1世帯)	26,000円	3,700円
限度額	560,000円	90,000円



● (改正後) 平成20年度

	医療分	支援分(※)	介護分
所得割税率	8.5%	3.8%	1.05%
資産割税率	23.0%	12.0%	7.9%
均等割額 (年間1人当たり)	12,700円	6,000円	6,600円
平等割 (年間1世帯)	19,300円	5,000円	3,700円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

※ 後期高齢者医療制度により支援分が創設されました。

- 国民健康保険税の税率は保険税収入と医療費の支給(支出)の均衡を図りながら決定されます。

2

税務課収納係からのお知らせ

町税等督促料が改正されます

平成20年度分から町税等督促手数料が、一期毎・100円(平成19年度以前分は従来どおり一期毎・70円)に改正されます。

1 及び2 についての

問合先 税務課税務係・収納係

☎ 65・1076

【お詫びと訂正】

広報けいせん5月号の「人のうごき」に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

○訂正 ◻人のうごき(平成20年3月末現在)

内 訳	前月比	前年比	
人 口	14,542人	-41	-99
男 性	6,768人	-14	-69
女 性	7,774人	-27	-30
世帯数	5,988戸	5	11

3

温室効果ガス削減のために冷房の設定温度を28℃に

「ノーネクタイ・ノー上着運動」(クールビズ)

地球温暖化防止対策の一環として、下記の期間中、桂川町の全施設において冷房の設定温度を28℃にします。そのため、職員は「ノーネクタイ・ノー上着」(クールビズ)で対応させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

実施期間 平成20年6月～9月までの間